



# 事務所だより

Vol.48

SUMMER  
2019

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階  
TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律、税務共通 06-6361-0096  
ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail: [office@yamaguchi-law.jp](mailto:office@yamaguchi-law.jp) (2019年7月発行)

暑中お見舞い申し上げます



スペイン バルセロナ「サグラダ・ファミリア」撮影 山口健一 2019年4月

二〇一九年 盛夏

	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	税理士
山口健一	山口真行	山崎昌之	山口尚吾	東原智絵	藤原直美	枝川裕之	山口裕之

事務所一同

戦争を経験した世代が少なくなり、戦後生まれの人たちがほとんどになってしまいました。

新憲法ができたとき、多くの国民はこれを歓迎し、世界に誇れる憲法を守っていかうと誓いました。この憲法は、何百万人の日本人の命の上になり立ったものだからです。

しかし、この憲法を変え、日本を戦争のできる国にしようという動きが強まっています。憲法が禁止している集団的自衛権を認め、事実上の改憲が行われました。「戦争をするしかない」と公言する国会議員まで出てくる昨今です。

戦争は、究極の人権侵害です。人間が人間を合法的に殺せる、しかも何千人も、何万人も。家族や友人や、恋人や、それで悲しむ人がどれほどいることか。

戦争に近づかないために、平和を守るために、最大限の努力をする。

そんな思いを今日6月23日、沖縄慰霊の日にあらためて誓いました。

### 【日本国憲法 前文】

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。

もう一度書き直そう

## 「沖縄」そして辺野古埋め立て

弁護士 山口 健一

今年2月に、弁護士のグループで沖縄を訪れました。

辺野古の埋め立て現場をあらためて見て、こんなきれいな海を埋め立てる必要があるのかと感じました。

### 明治政府が「琉球処分」

そもそも沖縄は、琉球王国として独自の文化圏を持つており、貿易で栄えた王国でした。1609年、薩摩藩の侵略により、幕府の体制に組み込まれ、その後は薩摩藩に実質的に支配されることとなります。

明治維新で、琉球藩の廃止に反対する沖縄に対し、明治政府は軍隊を送り込み（琉球処分）、無理矢理「沖縄県」を誕生させます。

その後、沖縄は本土化が進められ、方言を標準語に変えるよう学校で厳しく指導される教育が行われました。

### 捨て石にされた沖縄

第二次世界大戦が始まると、日

本軍は、沖縄に軍事基地建設を進めていきます。

1945年4月、米軍は沖縄に上陸。日本政府は本土への米軍上陸を遅らせるために、沖縄を捨て石とする作戦を立てました。住民を巻き込んだ凄惨な戦争になり、日本軍が住民の食料を奪い、虐殺し、住民が集団自決するという、悲惨な事態を引き起こしました。10代前半の子供たちを含む、多くの住民が軍の手伝いをさせられ、軍とともに行動を余儀なくされたのです。そのため10万人以上の市民が亡くなりました。

「ありったけの地獄を集めた」といわれた戦場だったのです。

### 沖縄だけが取り残された

沖縄戦は1945年6月23日、事実上終了しますが、その前にみどり豊かな田園地帯だった普天間地域を占領していた米軍は、住民を追い出し、ここに本土上陸を見据えた飛行

場を建設しました。これが普天間基地の始まりです。戦後も飛行場の拡張は続き、まさに「銃剣とブルドーザー」で住民を追い出し、飛行場が建設、拡張されました。

1951年、サンフランシスコ平和条約で、連合国軍は日本から撤退したのですが、同時に締結された日米安保条約で、米軍は、日本に駐留することが認められました。

この時、沖縄だけが施政権をアメリカが持つことになり、軍事基地の拡大が続ききました。

その後、朝鮮戦争や、ベトナム戦争で、沖縄の米軍基地は後方支援基地になりました。

### 米軍基地の70%が沖縄に

今、沖縄には日本の米軍基地の70%が集中しています。サンフランシスコ平和条約の後、日本各地の米軍基地は、住民の反対もあってどんどん減らされ、その分が、アメリカの統治下にあった沖縄に移され、基地が拡張されていったのです。

普天間基地に行くと、耳をつんざくような爆音、大型軍用機が民家の屋根すれすれに離着陸しています。

これまで沖縄は、長い歴史の中で、いつも日本に虐げられ、苦渋の歴史を味わってきました。

薩摩藩の侵略、明治政府の琉球処分、沖縄戦、アメリカ占領、復帰後の米軍基地の負担、そして数多くの米軍による犯罪や航空機事故。

### 県民の意思が尊重される沖縄へ

県民が辺野古基地反対の知事を選出して選び、その後の県民投票でも反対が多数を占めたにも関わらず、これを一顧だにせず、ひたすら埋め立てに突き進む政府。しかも辺野古の海は、珊瑚礁、ウミガメ、ジュゴンが生育し、自然の宝庫。また、水深の深い大浦湾側は軟弱地盤といわれており、技術的な問題も指摘され、完成するのかがどうも危ぶまれ、完成するとしても10年以上かかると言われています。

知事が反対し、県民投票で多くの人が反対する施策を、政府が全く無視して強行するなど、沖縄以外の都道府県ではあり得ません。

私は、真に県民の意思が尊重される沖縄であってほしいと、より一層思いを強くしました。

# ブラック企業をなくそう

## 非正規の待遇格差の是正を命じる最高裁判決

弁護士 齊藤 真行

最高裁判所は昨年6月、労働契約法20条に関して二つの重要な判決を出しました。

### 労働契約法20条とは

労働契約法20条は、正社員と有期雇用の非正規社員との間で労働条件の格差がある場合に、それが「不合理なものであつてはならない」としています。

- ①職務の内容、
- ②職務の内容や配置の変更の範囲、
- ③その他の事情、を考慮するとしています。

これは、非正規の待遇格差の是正のための法律です。これに違反した企業は損害賠償を請求される可能性があります。

最高裁の二つの判決は、最高裁が初めて労働契約法20条の解釈を示したものととして大変重要な意味があります。

### いろいろな手当の格差が不合理とされた

物流大手の事件の判決では、無事故手当、作業手当、給食手当、通勤手当、皆勤手当について、非正規社員への不支給や低額支給は「不合理」とされました。

もう一つの、運送会社の事件の判決では、精勤手当の不支給と、超勤手当の計算で非正規のみ精勤手当が含まれないことが「不合理」とされました。

### 最高裁判決の考え方

二つの最高裁判決の考え方は、①個々の労働条件（この場合は、各手当）ごとに、

②その趣旨・性質が何か（何のために支給されるのか）

③趣旨・性質が正社員と非正規社員に同様に当てはまるのかを検討し、

- ④労働条件の趣旨・性質によっては、職務の内容等に違いがあつても、その違いに応じた均衡のとれた処遇が必要（均衡待遇）
- ⑤趣旨・性質が正社員と非正規社員に同様に当てはまれば、同じ待遇が必要（均等待遇）

労働契約法20条とパート労働法が統一されて「短期間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」として、2020年4月1日に施行されます（中小企業は2021年4月1日の施行です）。

### 地裁・高裁の判決

二つの最高裁判決に前後して、各地の地裁、高裁で労働契約法20条に関する判決が出されています。

非正規だけに住居手当、扶養手当を支給しなかったり、有給の病気休暇を与えないことを「不合理」とした裁判例があります。また、非正規には賞与が支給されていない事案で、少なくとも60%は支給しないと「不合理」とした裁判例もあります。

どの裁判例も、個々の事案ごとに各企業の各手当や賞与の趣旨・性質を具体的に検討して判断しています。ですから、同じ名前の手当だからといって、そのまま他の企業で「不合理」かどうかの判断に使えるとは限りません。しかし、こうした裁判例の蓄積は参考になります。

## 「働き方改革度」の一環 —新法施行は来年から—

ただし、施行までは労働契約法20条がありますし、パート労働法にも同じ趣旨の規定があります。ですから、非正規の待遇の格差是正はすでに本番に入っているということです。

待遇の差が「不合理」かどうかについての考え方の原則と具体例が「同一労働同一賃金ガイドライン」として示されています（厚労省のホームページ）。大変参考になります。





# 相続法が変わります

(続編)

— 改正法が施行されました

弁護士 山口 昌之  
 弁護士 東 尚吾  
 税理士 山口 裕之

【事務所日より2019年冬号】にて、「相続法が変わります」との記事を掲載しました。この間、お客様よりお尋ねいただくことも多く、続編として、より詳しい情報をお届けします。

## 前号のおさらい

今回の主な点は、

① 配偶者居住権の創設、  
 ② 自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に（自筆証書遺言の方式緩和）、

③ 法務局で自筆証書遺言の保管が可能に（遺言書保管制度の創設）、

④ 被相続人の介護や看病に貢献した親族からの金銭請求が可能に（相続人以外の者の貢献を考慮するための方策）です。

①②④は民法（相続分野）等の一部改正法、③は「法務局における遺言書の保管等に関する法律」に基づく制度です。

改正法（相続分野）の原則的な施行日は2019年7月1日です。ただし、②自筆証書遺言の方式緩和は前倒しで施行日は同年1月13日、①は配偶者居住権の財産評価の考え方について検討に時間を要すると考えられることを理由に2020年4月1日となっています。③は新しい法律に基づき施行日は2020年7月10日です。

本稿では、配偶者居住権と自筆証書遺言について取り上げます。

## 配偶者居住権の評価について

(1) 今後実務においては、配偶

### イ 配偶者居住権

建物の時価 - 建物の時価 × (残存耐用年数 - 存続年数) / 残存耐用年数 × 存続年数に応じた民法法定利率による複利現価率

### ロ 配偶者居住権が設定された建物の所有権

建物の時価 - 配偶者居住権の価額

### ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価 - 土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

### ニ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価 - 敷地の利用に関する権利の価額

者居住権とその負担を伴う建物所有権とを切り離して遺産分割する場合などにおいて、配偶者居住権そのものをどう金銭評価するかが問題となります。

すでに、2019年度税制改正においては、配偶者居住権等の評価方

法が定められました（平成31年度税制改正の大綱）。

仮に、配偶者居住権を相続する場合、敷地の利用を伴うことから、その財産評価は右のイとハの合計額となります。

(2) 例えば、以下のような事例で、具体的に考えてみましょう。

### 【前提】

- ①夫が亡くなり、自宅の建物について、妻は配偶者居住権を、長男はその所有権を相続した。
- ②配偶者居住権の存続期間は終身。
- ③相続開始時点で妻は80歳。
- ④建物の耐用年数は40年、建築後の経過年数は15年、残存耐用年数は25年。
- ⑤妻の平均余命は11年、この場合の法定利率による複利現価率は0.722。
- ⑥土地の評価額は5000万円、建物の評価額は1000万円。

### 【建物部分の評価】

- ①妻の配偶者居住権の評価  
建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数×存続年数  
に応じた民法法定利率による複利現価率＝  
1000万円－1000万円×(25年－11年)  
／25年×0.722  
≒596万円
- ②長男の所有権の評価  
1. 長男の所有権の評価  
建物の時価－配偶者居住権の価額  
＝1000万円－596万円  
＝404万円

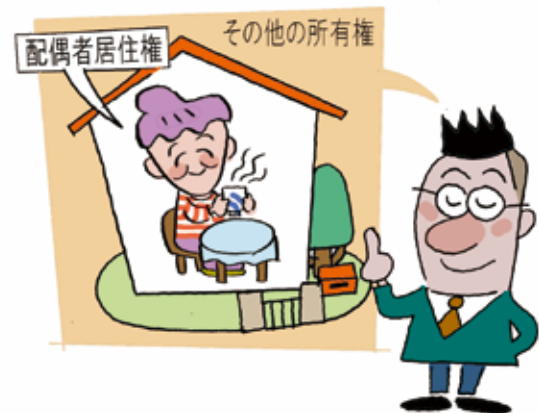
### 【土地部分の評価】

- ①妻の配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利の評価  
土地等の時価－土地等の時価×存続年数  
に応じた民法の法定利率による複利現価率  
＝5000万円－5000万円×0.722  
＝1390万円
- ②長男の所有権の評価  
土地等の時価－敷地の利用に関する権利  
の価額  
＝5000万円－1390万円  
＝3610万円

### 【相続財産の評価】

妻と長男が取得する相続財産の評価は次のようになります。

- ①妻  
配偶者居住権：  
596万円  
配偶者居住権が設定された土地の利用権：  
1390万円  
合計1986万円
- ②長男  
配偶者居住権が設定された建物の所有権：  
404万円  
配偶者居住権が設定された土地の所有権：  
3610万円  
合計4014万円



以上は税制上の考え方ですが、今後、遺産分割協議等を行う場合、配偶者居住権を財産評価するには、税制上の考え方を参考にしつつ、個別事案に応じた適切な評価方法を検討することになります。

## 自筆証書遺言の利用促進

### (1) 自筆証書遺言の方式緩和と

#### 遺言書保管制度

2019年1月13日以降に作成する自筆証書遺言につき、添付する財産目録は必ずしも自筆でなくてもかまいません(2019年冬号ご参照)。ただし、遺言書本体は従来どおりすべて自筆で作成する必要があり、せっかく作成した遺言書が無効とならないよう形式的に不備がないかの確認は欠かせません。

自筆証書遺言の保管についてはこれまでルールはなく、遺言書の紛失、隠匿や変造のリスクがあり、それらが紛争を引き起こすこともありま

た。そこで、③遺言書保管制度が創設され、遺言書保管所(法務局)における遺言書保管やその画像情報等の記録、保管の申請の際に遺言者保管官が行う自筆証書遺言の方式に関する外形的な確認等により、リスク軽減を図っています。遺言書保管官は、日付や遺言者の氏名の記載、押印の有無、本文部分が手書きで書かれて

いる等を確認するとされています。

### (2) 遺言書保管の具体的な内容

遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地、本籍地、所有不動産の所在地のいずれの管轄法務局等でも可能です。申請には遺言者本人が出頭する必要があり、所定の申請書を提出し、遺言者保管官の本人確認を受け、遺言書を保管してもらうこととなります。保管された遺言書は、遺言者がいつでも閲覧請求でき、また保管申請を撤回し遺言書の返還を受けることも可能です。申請の際の手数料は今後、適切な額が定められる予定です。

一般に自筆証書遺言は、遺言者死亡後、遺言者の保管者や相続人は家庭裁判所に検認を請求することが義務付けられていましたが、遺言書保管所に保管される遺言書は検認不要です。

また、遺言者の死亡後は、だれでも遺言書保管事実の有無等を証明する「遺言書保管事実証明書」の交付請求ができます。また、相続人、受遺者、遺言執行者等の関係相続人等は、遺言書保管所に保管されている

遺言書について、その画像情報等の遺言書保管ファイルに保管されている事項を証明する書面の交付を請求でき、遺言書を保管している遺言書保管所の遺言書保管官には閲覧請求もできます。証明書の交付や閲覧を行った場合は、遺言書保管官は、その他の遺言者の相続人等に対し、その遺言書を保管している旨を通知するものとされています。

### (3) 方式選択の必要性

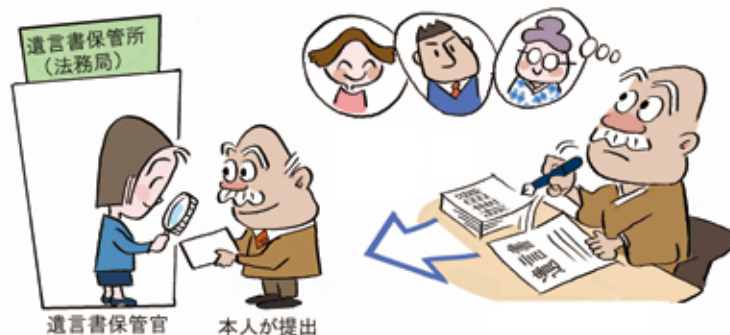
このように、自筆証書遺言は、手軽さというメリットを維持しつつ、遺言書保管所における厳重保管を実現することにより、より使い勝手のよいものに変わろうとしています。他方、より厳格な手続きである公正証書遺言もあります。

今後、どの方式を選択するか、個別の事情に応じて検討していく必要がありますので、ぜひご相談ください。

### 最後に

相続法分野の改正は、冒頭の4つのほか、重要な改正が様々ななされています。

今後、機会があれば、その他の改正についても取り上げたいと思います。



まちかど相談室

## — 実は身近な著作権 —

弁護士 藤原 智絵

著作物って本当はなに？

○×印刷は、子どもイベントチラシを鋭意制作中。社長は、「『いらっしや〜い』の言葉と大阪らしいイラストで行くで！」と指示。しかし、社員はふと「あの言葉って有名な芸人さんが使っている言葉…本当に使って大丈夫？」と不安に。

著作物（著作権法2条1項1号）であるためには、「思想又は感情を創作的に表現したものである必要がある」とあります。絵や小説が著作物であるのはわかりやすいですが、短い言葉はどうでしょう。実は「ありふれた表現」は、創作性がないとされません。誰が表現しても同じようになるからです。「いらっしや〜い」は有名人のセリフであっても、そもそも著作物ではなく、使用に問題はありません。

他の著作物を

引用する場合の注意点

社長「太陽の塔を入れた写真もええな！ あるいは、芝生の上で、絵本作家Bさんの絵本を読んでいる子どもの写真を撮るのもありちゃうか！」社員「うーん、2つとも、何に注意すればいいのか…」

太陽の塔は、「公開の美術の著作物」（法46条）といい、原則として自由に写真撮影等することができま

す。ただ、いくつか例外があり、その一つが、専ら「販売目的で複製または販売する場合」です。今回のようにチラシなどに販売目的で写真を利用することは、著作権者の許諾が必要です。

では、絵本（著作物）が映り込んだ写真はどのようにでしょう。これは「付

随対象著作物の利用」（法30条の2）という難しい問題です。他の著作物が小さく映り込んだ場合など、被写体との分離が困難な場合は、著作権侵害にはなりません。しかし、意図して他の著作物を中心に写真を撮る場合は、著作権者の許諾なくできないとされています。

著作権を侵害する場合は

写真挿入はやめてイラストにすることに。「社長、徹夜してようやくメインイラストできました！」と社員が持ってきた絵。でもよく見ると、あのバナナの皮でできたキャラクターにそっくり…

よく問題となるのは、有名なイラストに似た場合です。侵害判断ポイントとは、他の著作物への依拠性と類似性の2点です。なかでも類似性は、他の著作物の「表現上の本質的な特徴」を、問題の著作物から「直接感得できるか」という点で判断され、裁判ではこの点が詳細に争われます。とはいえ、一目見て特定のキャラクターを思い浮かべる場合は、著作権侵害は免れません。

著作権ってどうやって守る？

社長「今回我が社の作ったメインイラストは、ものすごく斬新や。これそのものをなんとか守れへんもんやるか…」

著作権は創作した時点で権利が発生し、特許権や意匠権などのような登録は必要ありません。それだけに、著作権を守るためには、日頃から著作権利用の契約書を用意したり、著作権侵害を発見した場合に差止めや損害賠償請求という法的措置をとることも必要です。お気軽にご相談ください。

※著作権制度については、文化庁のHPもご参照ください。





## 不必要な身体拘束からの解放

弁護士 枝川 直美

「私が、なぜ逮捕され、今ここに  
いるのか全くわかりません。」

被疑者国選弁護人として、初回接  
見に赴いた際、勾留されていたAさ  
んから最初に言われた言葉でした。

逮捕、勾留の罪名は、逮捕監禁致  
傷。勾留状には、Aさんを含む加害  
者複数名が、被害者が逃避したこと  
に対する私的制裁として、被害者を  
逮捕監禁し、怪我を負わせたと書か  
れていました。

### 共犯者とされたAさん

しかし、Aさんに話を聞くと、A  
さんは、加害者から逃げている被害  
者をかまくまっている立場でした。そ  
のため、加害者らにより、被害者と  
ともに居場所を突き止められた際、  
土下座をさせられ、手足を縛られて  
いました。そして、Aさんも、被害  
者が加害者に対して負っていた借金  
の返済を強要され、自分の預貯金口

座にある金銭をすべて加害者に渡し  
ていました。さらにAさんは、加害  
者の指示により、加害者の指定場所  
まで被害者を乗せた車を運転するよ  
う命じられました。運転をしている  
間は、助手席に見張り役が座ってお  
り、Aさんが逃げることも、被害者  
を助けることも不可能な状態でし  
た。

警察は、Aさんもその場所にいた  
こと、さらに車を運転したことなど  
を理由に、加害者の共犯者と見てい  
たようでした。しかし、既に述べた  
ように、Aさんが、加害者らととも  
に被害者を逮捕監禁したという事実  
は一切無く、共犯者ではありません。

### 勾留決定に対する準抗告

そこで、Aさんの釈放を求めるた  
めに、勾留決定に対する準抗告の申  
立てを行いました。そして、Aさん  
が本件に関わった経緯や、Aさんと

加害者との関係性、Aさんの生活状  
況から、勾留の要件である「罪証隠  
滅すると疑うに足る相当な理由」  
も、「逃亡し又は逃亡すると疑うに  
足る相当な理由」も認められない、  
勾留の必要性もない、と主張しまし  
た。

この申立に対する裁判所の決定  
は、次のようなものでした。

「本件事案の内容、証拠の収集状  
況及び被疑者の供述状況等を踏まえ  
ると、原審が、被疑者が関係者に働  
きかけるなどして罪証を隠滅すると  
疑うに足る相当な理由があるとし  
たことは一応肯認できる。」

もつとも、被疑者の本件への関与  
の程度や共犯者ら及び被害者との関  
係等からすれば、具体的かつ実効性  
のある罪証隠滅のおそれは高いとは  
いえず、被疑者の身上等からすれば、  
逃亡のおそれは低いというべきであ  
るから、勾留の必要性があるとは認  
められない。」

### 勾留3日目で釈放

上記の裁判所の判断により、その日  
のうちにAさんは、釈放されました。



現在、日弁連では、会をあげて不  
必要な身体拘束に対し不服申立を行  
おうという運動を行っています。そ  
の結果、勾留に対する準抗告が認め  
られたケースも多数報告されていま  
す。

本件では、Aさんは、勾留3日目  
で釈放され、家に帰ることができま  
した。私は、本件を通して、弁護人  
が準抗告を行うことにより、不必要  
な身体拘束を阻止できることを実感  
し、積極的な弁護活動の必要性を痛  
感しました。





どこに行ってもおふろは欠かせません。自宅で朝起きてひとふろ。自宅で夕食をとる時は食前にひとふろ。寝る前にもうひとふろ。休みの日、自宅にいる時はこれに昼のひ

弁護士 山口健一

### 「おふろ」 なんと書いても

## 私のリフレッシュ方法



とふろが加わります。

こんな習慣ですから、人生に風呂は絶対の必需品。海外に行く時も少々高くつきますができればバス付きが。もちろん温泉も大好き。何回も何回も入ります。

出張に行っても、ホテルはできれば大浴場付き。なければ、近くの温泉か銭湯を探します。いなかの銭湯も土地の香りがして大好きです。

### 野菜作りは土木作業

弁護士 齊藤真行



リフレッシュは、ジョギング、信貴・生駒の山歩き、野菜作りです。

今回は野菜作りの話。5月の連休にゴーヤーの棚を作っていたら、近所のおじさんに「土木作業ですな」と言われました。確かに、植え替えの

たびに、土を掘ったり起こしたり、木槌で杭を打ち込み、支柱をくりくりつけて棚を組み立て、網をかけて…。野菜の種類によって棚の高さを変え、特に頑丈にする棚は十分な補強をしないと、いろいろ考えて夢中でやっていると、時間が過ぎるのを忘れます。

### スポーツ

弁護士 山口昌之

私のリフレッシュは、とにかくスポーツで体を動かすことです。年甲斐もなく続けているバスケットボールがメインですが、ジムでのフィットネス、ランニング、スイミング、たまにゴルフ、冬は15年ぶりに再開したスキー・ボード、などなどです。

スポーツをしていると、もちろん体の健康にとってもいいですし、その間は全てを忘れて夢中になれるので、頭の



中が完全にリセットされます。そうすることで、心身がリフレッシュされた状態で仕事に臨むことができます。くれぐれも怪我には気をつけなさいといけません。

### 「ほん太」

弁護士 東 尚吾



寝ぼけ眼で毎朝、愛犬の散歩をします。名前は、たぬきに似ていることから、ほん太と言います（某コンビニのキャラクターと表記は違います）。トイプードルとポメラニアンの中の男子です。人間

でいうと、まだ成人くらいの年頃です。人見知り犬見知りもせず愛嬌を振りまいていますが、落ち着きはありません。

近くに浜寺公園があり、一緒に緑のなかや運河沿いを歩いたり走ったりして軽く運動すると、眠気覚ましに頭もスッキリして気持ちのいいものです。

### 笑いの時間

弁護士 藤原智絵

格闘技に興奮する、一人映画で号泣する、沢登りてびしょ濡れになる、街角の個展で作品前にたたずむ…いや、違う。

自分を自分に戻す方策、それは、笑いの時間。

思えば、バラエティ番組「風雲！たけし城」（1986年～1989年放送）のシーンが今でもありありと浮かぶのは、幼い頃から「これ」なしでは生きられないと悟っていたのか。芸人達の知力の結晶に触れるとき、おもしろすぎる親友と話すとき、脳がふわふわと解放されます。

笑いには食欲でありたい、実は生きるモットーです。



ロバート秋山・クリエーターズ  
カフェは最高

### ホットヨガ

弁護士 枝川直美

私のリフレッシュ法は、1か月に2〜3回のホットヨガです。

普段、汗をかくこともあまりないため、大量に汗をかいて、凝り固まった体を伸ばすと、すっきりした気分になります。

心地よい音楽を聞きながら、呼吸と自分の体に意識を向けて、ゆったりした気持ちで1時間を過ごすと、気持ちも穏やかになり、家族や自分の周りの人々への感謝の心も芽生えます。



新しいヨガマット

### 万年筆

税理士 山口裕之



万年筆の歴史は950年頃にエジプトで誕生したといわれているようで、1781年にフランスの科学者ニコラス・バイオンによって作られたものが万年筆の原型だそうです。

数年前に初めて万年筆を手にしてから、インクを数種類揃えました。使えば使うほど、筆圧や書き方によってペン先も変化してきますし、色の違うインクに交換すれば、気持ちがりフレッシュされます。

### 季節を愉しむ

事務局 北野佳名子

おやすみの日、春夏秋冬、季節感を味わいながらお出かけすることで、オンとオフの切り替えをして過ごしています。



春は、お花見やピクニック、夏には、浴衣を着て、夏祭りや花火大会、夜空の星を眺めることも、神秘的な時間でも癒やされます。秋は、味覚狩りや紅葉狩り、中秋の名月をお月見。冬には、和服に着替えて古都を散策、雪景色を楽しむなど、日常と違う気分を味わうことで、気持ちのリフレッシュをしています。

### 対処療法的リフレッシュ

事務局 近藤 裕子

夏恒例の友達との月2〜4回の甲子園詣も行けず、頑張っていたマラソンもできず、趣味だった読書も映画鑑賞もお預けのここ数年、専ら対処療法的リフレッシュ方法は、知己と過ごす時間、家族と過ごす時間、そして条件付週に一度の海外ドラマ鑑賞やゲームの時間を少ないながら何とか確保することです。

今はリフレッシュどころではないけれど、スポーツも読書も映画鑑賞も旅行も酒宴もイタズラも、好きだけできるようなとにかく今は頑張るしかありません。



最後に笑うのは私

### 「遊ぶ」

事務局 澤田智子



私のリフレッシュ方法は、子どもと一緒に遊ぶことです。

朝8時半ごろ公園へ行き、遊具でできないことに一生懸命挑戦する息子を手伝いながら、わたしも同じようにやってみます。腕の力がなくなってきたからなのか、体重が増えたからなのか、子どもの時、簡単にできた登り棒、うんていやブリッジが、今は全くできません。ブリッジにおいては、息子の方が長く身体を反らせています。

一緒に遊んでいるとあっという間に時間が経ち、身も心もすっきりします。

# 脳ミソを空っぽに して入れるあいだ

事務局 富田宏史

ずいぶん以前から音楽を聴いているが、最近は聴き方に変化がおきていることに気づいた。

以前は作曲家やその作品の背景、曲調やメロディーが盛り上がる場所などを知識として蓄え、それが具現化されることに喜びを感じているところがあった。

指揮者の息遣いを感じ、木管のキーがカタカタ聞こえてくるのも「知識≡聴く喜び」だったし、そりゃあ、ピアノソナタを聴くのに右側のプロックに座って黒いものを見続けるよりも、左側のプロックに座りたい…というのは今もある。

しかし、今はスーッと目を閉じて、少し上を向いて…聞



こえてくるメロディーを、脳ミソを空っぽにしてそのまま入れ込んでいくことに心地よさを感じていることに気がついていた。

## バレエ

事務局 八重垣有夏里

最近、一番リフレッシュできるのは社会人になってからはじめたバレエです。ストレッチで気持ち良く伸ばし、新しい振り付けを覚えて踊っているとその日にあったモヤモヤしたことがすっかり消えてしまいます。

## 今はまってるもの

事務局 宮嶋暁子

おいしいものを食べる、ライブに行く、ゴスペルを歌ったり、温泉にお酒にと考えたらリフレッシュ活動しかしていかないような気がします。人生の半分はリフレッシュでできている私が、今最も熱中しているのはシュガーデコレーション！ なかでも、ア



先日は初めて舞台上に立ちました。直前までは振り付けが覚えられず緊張していましたが、当日は一番楽しかったというくらい思いきり踊ることができました。踊りきった後の歓声や達成感には癖になりそうなくらい気持ちがよかったです。

これからも無理せずのんびりと続けていきたいなと思っています。



おいしい…はず

イシングクッキー作りです。好きな形に焼いたクッキーに、粉砂糖と卵白で作ったクリームで絵を描いて作りま

す。食べてもおいしく、贈り物にしても喜ばれて最高です。

## 美食活動

事務局 國武あゆみ

私のリフレッシュ方法は、美味しい物を食べることに。ここ数年はカレーライスの美味しいお店を探すことにはまっております、スパイス活動と称し



「いただきます！」

## スポーツ観戦

事務局 岡山幸代

私のリフレッシュ方法はスポーツ観戦です。例えばサッカー観戦では、サポーターが大きな旗を振りながら応援歌を歌い、太鼓等の楽器が鳴り響いて、雰囲気は圧倒されます。その空間にいるだけで気分が高揚します。

当事務所がサポートカンパニーとして応援しているプロバスケットボールチームの西宮ストークスの観戦に行った

て、職場の近くや関西近郊のカレーライスの美味しいお店を開拓しています。

スパイスは健康や美容にも良いと最近では言われているようです。暑い季節にスパイシーなカレーを食べて汗をかくことでデトックス効果もあり、ストレス発散に繋がるかも！

自宅でもスパイスを調合して自家製のスパイスカレーを作り、この夏を乗り切ろうと思います！

時は、選手と客席の近さに驚きました。選手の足音、身体が大きさ、監督の掛け声が近くで感じられ、ルールに詳しくなくても迫力だけで十分楽しめれます。

来年は東京オリンピックも開催されるので、今まで観戦する機会がなかったスポーツも観戦してみたいです。





シリーズ  
**なにわの散歩道** (その8)



**大林組歴史館**

今回は、大林組歴史館をご紹介します。

北浜駅26番出口から土佐堀通りを東へ進み、阪神高速を越えりとレンガ造りの立派な建物「ルポンドシエルビル」があります。歴史館はこのビルの3階にあり、1階にはビルと同じ名前の一つ星レストランが入っています。



このビルは、大林組が大正15年に本店ビルとして建築し、現在もエントランスと階段は、建築当時のままで、階段の鉄格子はねじれていて、モダンな雰囲気が出ています。

歴史館は、創業110年(平成13年)を記念して開設され、明治期から現代までに建設した建物等の写真や三代目社長大林芳郎氏が社長室で使っていた机や応接セットが展示されています。大正時代に建築した東京駅が、関東大震災でも壊れなかったことで、大林組の鉄骨・鉄筋の手法が認められ、東京進出のきっかけとなりました。

今後の事業についての紹介もあり、2050年宇宙までエレベーター

でいく建築構想があるそうです。

歴史館では、これも、これも！大林組!!とびつくりの連続でした。ちなみに、事務所前の難波橋も建築されています。

社員の方、興味深いお話をたくさん聞かせてくださり、ありがとうございました。とても楽しかったです。ぜひ一度、訪ねてみてください。帰りには、阪神高速沿いの「まん福ベーカリー」のパンを食べてみてください。とてもおいしいですよ。(澤田智子)

**編集後記**

初めての編集長として、一から作成に携わり、レイアウトなど、普段できない経験をする事ができました。

不慣れななか、大変ではありましたが、「事務所だより」を通じて、事務所を身近に感じていただけると嬉しいです。

(八重垣有夏里)



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出てなにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234  
 税務部門 TEL 06-6361-3224  
 法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

**業務時間のご案内**

月～金曜日 9:00～18:00  
 弁護士の子定により、18時以降の業務もあります。  
 休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話がみなさまからのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

**夏季休業 8月13日(火)～15日(木)**

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp>  
 E-mail [office@yamaguchi-law.jp](mailto:office@yamaguchi-law.jp)